

生ごみ処理機購入費補助金交付の手引き

●補助金の交付申請は、**機器の購入前**に行ってください。

※既に購入されている場合には、補助金の交付は受けられません。

●補助金の交付対象機器

・生ごみ処理機：生ごみを分解又は減量する機能を有する電動式処理機

※生ごみを、単に粉碎し下水道等に排出するものや焼却するものは対象外

※電気を使わず、生ごみを発酵・分解して堆肥化する生ごみ堆肥化容器は対象外

●補助金交付の条件

次の全ての項目に該当する方に対し、補助金の交付を行います。

- 1 寝屋川市在住であること。（但し、事業所等の法人は除きます。）
- 2 寝屋川市内で生ごみ処理機を継続して使用することができること。
- 3 生ごみ処理機から生成された堆肥等を有効活用できること。
- 4 生ごみ処理機の使用状況の報告に積極的に応じるとともに返送等にかかる費用の負担ができること。
- 5 生ごみ処理機を購入する場合、過去5年以内にこの要綱に基づく生ごみ処理機の購入に係る補助金を受けていないこと。

※ただし補助金を受けた機器が破損等により使用できなくなった場合は条件5に限らず申請可

●補助の対象となる台数

・生ごみ処理機 1 台

●補助金の額

・生ごみ処理機 購入価格の2分の1の額（2万円を限度とする。）

※補助金額に百円未満の端数が生じた場合は切り捨て

●購入

- ・補助金の交付決定を受けてから、所定の期日内（補助金交付決定通知書に記載されている期日）に、申請時に記入した機器の**見積り**をとった店で購入し、環境総務課まで電話連絡してください。
- ・機器の購入については、交付決定通知書に記載の期日を経過すると、補助金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

●受付期間

- ・令和6年4月1日（月）から令和7年3月5日（水）
- ・申し込み順で受付します。
- ・交付決定額の総額が予算額に達した場合、その時点で募集を終了します。

寝屋川市寝屋南一丁目2番1号(クリーンセンター)

寝屋川市環境部環境総務課

TEL：072-824-0911 直通 FAX：072-821-3349

補助金が交付されるまで

① 補助金の交付申請（機器の購入前）

市の所定の用紙（申請書兼誓約書）に必要事項を記入し、購入予定の機器の見積書を添えて、環境総務課（クリーンセンター）へ申請してください。

申請書には、購入予定の機器のメーカーと機種、設置予定場所を必ず記入してください。

※申請は、本庁総合案内、各シティ・ステーション、堀溝サービス窓口でも受付できます。

※インターネットでの購入予定の場合は、購入予定店名・メーカー・機器名（型式）・金額が確認できる画面を印刷したものを見積書として添付して下さい。

② 生ごみ処理機購入費補助金交付決定通知書の送付

書類審査の結果を申請者に郵便にて通知します。

③ 対象機器の購入

申請書に記入した販売店で、申請時に記入した機器を購入してください。

※機器の購入については、交付決定通知書に記載された有効期日が経過すると、補助金の交付を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

④ 電話連絡

機器を購入したら、購入したことを証明する書類（領収書等）及び購入機器の設置状況等の確認を行いますので、環境総務課に電話連絡してください。

電話番号 072-824-0911（直通）

⑤ 購入報告書の提出

市の所定の用紙（生ごみ処理機購入報告書）に必要事項を記入し、領収書等の写し及び設置した事がわかる写真を添えて環境総務課（クリーンセンター）へ提出してください。

※生ごみ処理機購入報告書は、②の交付決定通知書と同時郵送します。

⑥ 生ごみ処理機購入費補助金交付確定通知書の送付

書類審査の結果を受けて、補助金額を確定し、申請者に郵便にて通知します。

※交付確定通知書は、補助金が振り込まれるまで大切に保管してください。

⑦ 請求書の提出

請求書（⑥の交付確定通知書と同時郵送）を提出してください。

⑧ 指定口座への振込み

請求書に記載されている口座名義人（申請者）の口座に補助金を振り込みます。

※上記の内、**①③④⑤⑦**を申請者が行います。

②⑥⑧については、市が行う事務です。